

ガス事業法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 ガスの使用制限等に関する改正

一 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「法」という。）第百六条の三第一項の規定により使用するガスの量の限度を定めてするガス小売事業者若しくは一般ガス導管事業者（以下「ガス小売事業者等」という。）が供給するガスの使用を制限すべきことの命令又は勧告は、年間のガスの供給量が五十万立方メートル以上であるガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約（以下「小売供給契約」という。）を締結してガス小売事業者等が供給するガスを使用する者について行うものでなければならぬものとする。

（第八条第一項関係）

二 法第百六条の三第一項の規定により新たに供給を受けるガスの量の限度を定めてするガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けることを制限すべきことの命令又は勧告は、年間のガスの供給量が千万立方メートル以上である小売供給契約を締結して新たにガスの供給を受けようとする者について行うものでなければならぬものとする。

（第八条第二項関係）

三 経済産業大臣が、法第百六条の三第二項の規定により、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者

に対し、ガス小売事業者等が供給するガスの使用の状況及び同条第一項の規定による命令又は勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができるものとする事。 (第九條關係)

第二 権限の委任に関する改正

一 経済産業大臣のガス供給事業者間の適正な競争關係を確保するための体制整備等に係る報告の徴収及び立入検査に関する権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に委任するものとする事。 (第十九條第一項關係)

二 経済産業大臣のガスの使用制限等に係る監査、報告の徴収及び立入検査に関する権限は委員会へ委任しないものとする事。 (第十九條第二項關係)

三 経済産業大臣のガス供給事業者間の適正な競争關係を確保するための体制整備等に係る報告を受ける権限を供給区域を管轄する経済産業局長及び特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長に委任するものとする事。 (第十九條第四項關係)

第三 附則

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第八

十号)の施行の日(令和五年一月十六日)から施行すること。ただし、第二の一及び第二の三は、公布の日から施行すること。